

保険医療機関における書面揭示事項

【当院の施設基準・揭示事項】

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の内容に関して、四国厚生支局へ届け出を行っております。

● 明細書発行体制加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。ご不明な点はお気軽にスタッフにお尋ねください。

● 機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として 次のような取組を行っております。

- ・健康診断の結果等の健康管理に係るご相談に応じます。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております。
- ・必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・当院は在宅療養支援診療所の指定を受けております。

● 在宅医療情報連携加算

当院は、在宅で療養している患者の状態に応じて、患者同意の上で ICT を活用して下記医療・介護施設ときめ細やかな連携体制をとっています。

- ・情報共有に使用するサービスの名称：カナミック
- ・連携機関の名称

西高松脳外科・内科クリニック

高松内視鏡診断クリニック

高松画像診断クリニック

東高松クリニック

ブレイン脳外科・内科クリニック

● 時間外対応体制加算 1

当院では、継続的に受診している患者さんからの電話等による問い合わせに対し、表示診療時間外（診療時間外）に対応できる体制を整えております。

● 外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の算定をしております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としており、当院もこの施設基準に適合し、届出を行っております。ご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

● 夜間・早朝等加算

当院は、月～金曜日 9：00～13：00/14：00～18：00、土曜日 9：00～13：00 を診療時間と定めています。診療時間外の時間帯で診療を行った場合には、「時間外等加算」が適用されます。あらかじめ、ご了承ください。

● 保険外負担

当院では、診断書など文書交付について内容に応じて下記の範囲で費用をご負担いただいております。

診断書等の各種文書料 1,100 円～5,500 円

※金額には消費税を含みます。

詳しくは当院受付までお問い合わせください。

【施設基準の届出について】

当院では、次の施設基準に適合している旨を四国厚生支局に届出しております。

【基本診療料】

- ・機能強化加算
- ・時間外対応体制加算 1
- ・明細書発行体制等加算
- ・夜間・早朝等加算

【特掲診療料】

- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ
- ・運動器リハビリテーション料Ⅲ
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 1
- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅医療情報連携加算